

### 3. 九州における観光の現況

九州は大陸に近いという地理的優位性や温泉を初めとする豊かな観光資源に恵まれ、我が国有数の観光地域としての地位を築いてきた。人口減少・少子高齢化が進むなか、九州の強みを活かした観光地域づくりを通じた地域活性化に大きな期待が集まっている。

今後、コロナ禍で活力が失われてしまった観光地・観光関連産業の国内需要の喚起や、観光資源の磨き上げ、インバウンドの地方誘客・消費拡大にむけた受入環境の整備が求められる。

#### 〔1〕観光の状況

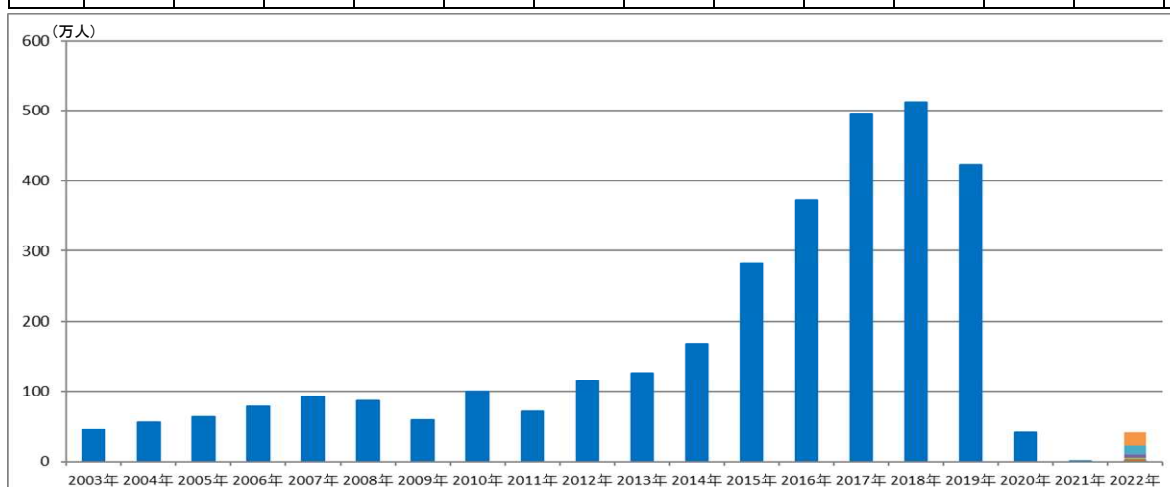
##### (1) 九州への外国人入国者数の推移

2022年の九州への外国人入国者数は402,197人で、昨年に引き続きコロナウイルスの影響により年間値では低水準となったが、2022年10月11日の水際対策緩和以降は順調に増加している。

##### (ア) 月別外国人入国者数

上段:外国人入国者数 中段:特例上陸数 下段:特例上陸を含む外国人入国者数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2018	319,792	312,460	311,880	318,714	293,279	293,141	283,422	279,592	286,518	299,191	299,150	326,533	3,623,672
	128,712	124,862	88,744	106,016	110,792	134,855	171,550	162,445	135,012	127,085	104,752	97,792	1,492,617
	448,504	437,322	400,624	424,730	404,071	427,996	454,972	442,037	421,530	426,276	403,902	424,325	5,116,289
2019	343,560	332,586	332,421	313,208	298,443	299,689	266,205	192,670	161,164	183,043	187,171	197,110	3,107,270
	85,708	56,824	66,890	67,562	71,490	123,672	152,673	137,570	108,608	73,590	88,916	81,253	1,114,756
	429,268	389,410	399,311	380,770	369,933	423,361	418,878	330,240	269,772	256,633	276,087	278,363	4,222,026
2020	220,429	100,192	11,102	37	273	11	81	89	84	223	820	2,414	335,755
	69,058	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69,058
	289,487	100,192	11,102	37	273	11	81	89	84	223	820	2,414	404,813
2021	2,129	191	349	352	264	261	453	191	400	458	630	441	6,119
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2,129	191	349	352	264	261	453	191	400	458	630	441	6,119
2022	533	597	2,144	5,222	6,264	5,258	8,034	11,108	13,823	49,116	123,538	176,560	402,197
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	533	597	2,144	5,222	6,264	5,258	8,034	11,108	13,823	49,116	123,538	176,560	402,197



※1 毎月のデータは月報から、年計は年報から転載しているため、月ごとの集計と一致しないこともある。  
出典:法務省出入国管理等計

## (イ)主要国・地域別外国人入国者数

上段:入国者数(人数) 下段:シェア(%)

	韓国	中国	台湾	香港	ASEAN	欧米豪
2019	1,706,493	1,329,429	458,910	321,317	207,575	174,492
	40.4	31.5	10.9	7.6	4.9	4.1
2020	141,343	103,242	58,218	47,233	35,910	15,196
	34.9	25.5	14.4	11.7	8.9	3.8
2021	1,503	279	360	2	2,926	557
	24.6	4.6	5.9	0.0	47.8	9.1
2022	260,047	2,743	26,080	20,098	72,846	10,706
	64.7	0.7	6.5	5.0	18.1	2.7

※ 入国者数には、船舶観光上陸を含む。

「ASEAN」は、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムを合計したもの。

「欧米豪」は、ヨーロッパ、北アメリカ、オセアニアを合計したもの。

出典:法務省出入国管理統計

## (2) 県別延べ宿泊者数(含む外国人)

令和4年

単位:人泊

	延べ宿泊者数	全国順位	九州順位	外国人延べ 宿泊者数	全国順位	九州順位	延べ宿泊者数に占 める外国人延べ宿 泊者数の割合(%)	全国順位	九州順位
全 国	453,973,250	-	-	16,760,460	-	-	3.69	-	-
福 岡	14,194,250	11	1	602,490	6	1	4.24	4	1
佐 賀	2,070,750	45	7	21,280	40	6	1.03	28	5
長 崎	6,355,600	23	3	94,530	18	4	1.49	16	4
熊 本	6,265,900	25	5	98,960	17	3	1.58	15	3
大 分	6,421,870	21	2	175,100	12	2	2.73	8	2
宮 崎	3,192,370	38	6	20,310	41	7	0.64	40	6
鹿児島	6,351,460	24	4	38,690	33	5	0.61	41	7

(注)ホテル、旅館、簡易宿所及び会社・団体の宿泊所など全宿泊施設が対象。

資料:観光庁「宿泊旅行統計調査報告」

### (3) 国籍別外国人延べ宿泊者数

令和3年

単位:人泊

	外国人延べ 宿泊者数	韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア
全国	3,438,420	86,080	327,660	22,910	32,320	706,000	52,580	109,170	64,420	82,290	36,480
福岡	88,700	3,250	5,550	170	610	7,310	660	410	640	280	1,810
佐賀	5,970	170	220	10	30	470	10	100	20	10	0
長崎	48,170	890	1,200	490	200	22,890	220	550	380	200	0
熊本	16,780	390	1,100	70	130	910	20	660	60	90	110
大分	16,280	890	1,170	70	50	830	30	50	60	50	50
宮崎	6,580	310	300	50	80	1,420	50	820	260	390	10
鹿児島	8,680	340	910	240	130	1,040	50	220	40	760	0

	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	オーストラリア	インドネシア	ベトナム	フィリピン	イタリア	スペイン	その他
全国	25,640	45,950	19,680	59,890	60,590	94,160	219,780	218,510	49,100	23,790	981,610
福岡	300	1,220	210	780	120	1,600	6,580	37,180	860	150	16,510
佐賀	120	40	10	10	0	130	710	840	0	0	3,010
長崎	40	40	70	80	60	150	3,840	370	10	100	8,770
熊本	50	80	300	340	40	970	3,330	2,240	10	20	5,760
大分	40	90	30	450	640	590	1,310	4,310	90	0	4,580
宮崎	10	80	20	20	60	60	610	280	0	10	1,230
鹿児島	40	90	10	50	120	40	1,360	210	10	10	2,670

- (注) 1. 従業員10人以上のホテル、旅館、簡易宿所及び会社・団体の宿泊所が対象。  
 2. 外国人・・・日本国内に住所を有しないもの。 国籍・・・宿泊者が提示した旅券の国又は地域。  
 3. 外国人延べ宿泊者数には、国籍不詳を含む。

資料:観光庁「宿泊旅行統計調査報告」

#### (4)県別観光レクリエーション施設数

県別 種別		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州(A)	全国(B)	A/B×100(%)
		スポーツ・レクリエーション施設	サイクリングコース	13	1	3	6	10	3	6	42
ハイキングコース	25		10	15	19	24	19	11	123	1348	9
オリエンテーリング・パーマネントコース	1		1	2	1	1	1	1	8	29	28
自然歩道・自然研究路	33		8	16	16	24	17	25	139	931	15
キャンプ場	43		14	42	51	43	38	58	289	2252	13
フィールド・アーチェリー場	0		0	0	0	0	0	0	0	10	0
ゴルフ場	57		22	23	42	22	27	27	220	2145	10
スキー場	0		0	0	0	0	1	0	1	221	0
スケート場	2		0	0	0	1	2	0	5	95	5
海水浴場	22		9	47	26	22	15	50	191	990	19
マリーナ・ヨットハーバー	3		0	10	8	1	0	2	24	163	15
観光農林業	27		13	5	19	32	13	50	159	1356	12
観光牧場	2		3	2	6	7	3	3	26	181	14
観光漁業	10		12	5	18	9	1	8	63	757	8
テーマパーク・レジャーランド	3		4	4	7	7	7	7	39	329	12
公園	134		80	113	122	89	54	128	720	4429	16
フィールド・アスレチック	1	1	1	3	2	0	0	8	94	9	
展示見学施設	博物館	74	37	52	46	66	34	63	372	3655	10
	美術館	15	9	9	11	19	4	12	79	944	8
	水族館	1	0	3	1	2	3	3	13	100	13
	動・植物園	12	3	5	9	9	8	11	57	523	11
	産業観光施設	21	11	8	13	16	11	39	119	943	13
	道の駅※	17	10	11	35	25	18	22	138	1198	12

資料：(公社)日本観光振興協会「全国観光情報データベース」(2022(令4)年9月末)

※国土交通省「道の駅一覧」(2022(令4)年8月5日)

出典：(公社)日本観光振興協会「2022年度版 数字でみる観光」を加工して使用

### (5) 県別旅行者数の推移

年度 種別 県別	R1						R2						R3						R4					
	第1種	第2種	第3種	旅行者 代理業	旅行サー ビス手配 業	計	第1種	第2種	第3種	旅行者 代理業	旅行サー ビス手配 業	計	第1種	第2種	第3種	旅行者 代理業	旅行サー ビス手配 業	計	第1種	第2種	第3種	旅行者 代理業	旅行サー ビス手配 業	計
福 岡	21	65	247	36	87	456	23	66	245	33	124	491	22	70	218	29	130	469	21	67	212	27	142	469
佐 賀	0	11	22	3	1	37	0	12	20	3	2	37	0	13	17	2	4	36	0	13	17	1	4	35
長 崎	4	25	35	10	11	85	4	26	34	9	17	90	3	25	33	8	22	91	3	26	31	6	24	90
熊 本	4	44	47	8	15	118	4	45	45	9	23	126	4	44	44	9	23	124	4	47	45	9	26	131
大 分	2	26	24	9	6	67	2	28	21	9	8	68	0	34	17	10	9	70	0	33	16	10	11	70
宮 崎	2	27	23	9	2	63	2	27	22	7	3	61	2	27	21	5	4	59	2	27	21	4	4	58
鹿児島	5	42	46	11	14	118	5	43	46	11	16	121	5	42	42	6	16	111	5	40	41	5	17	108
計	38	240	444	86	136	944	40	247	433	81	193	994	36	255	392	69	208	960	35	253	383	62	228	961
全国	691	2,980	5,803	675	1,102	11,251	686	3,043	5,692	620	1,538	11,579	670	3,036	5,451	564	1,714	11,435	631	3,035	5,254	537	1,800	11,257

資料:観光庁旅行振興担当参事官室

(注1) 令和2～4年は4月1日現在、令和元年は5月1日現在。

(注2) 第1種旅行者は管内に本社を有する事業者のみ。

- ① 第1種旅行業 国内・国外あらゆる旅行業務を取り扱うことができる。
- ② 第2種旅行業 海外の募集型企画旅行以外の旅行業務を取り扱うことができる。
- ③ 第3種旅行業 募集型企画旅行以外(営業所が所在する市町村及びそれに隣接する市町村内を除く)の旅行業務を取り扱うことができる。
- ④ 旅行業代理業 報酬を得て所属旅行者のために、一定の行為(旅行業法第2条第1項第1号から第8号までの行為)を代理して旅行者と契約を締結する業務を行うことができる。
- ⑤ 旅行サービス手配業 報酬を得て旅行者のために旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供するものとの間で、代理して契約し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行うことができる。

## (6) 県別ホテル・旅館数の推移

県別	年	ホテル・旅館					登録ホテル					登録旅館				
		H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
福岡	施設数	963	957	1,102	1,294	1,209	29	28	28	29	28	10	10	9	8	8
	客室数	50,951	51,924	55,188	59,632	61,879	4,989	4,989	5,103	5,289	5,222	420	413	371	276	276
佐賀	施設数	354	355	353	344	339	10	10	10	10	10	14	14	14	14	14
	客室数	9,736	9,689	9,819	9,514	9,516	1,316	1,316	1,316	1,341	1,341	850	850	850	850	850
長崎	施設数	621	611	597	612	608	5	5	4	4	4	24	20	20	19	19
	客室数	21,378	21,078	21,474	21,685	21,911	813	813	512	512	512	1,494	1,224	1,224	1,145	1,145
熊本	施設数	1,221	1,213	1,200	1,182	1,039	13	13	13	14	14	15	14	14	14	14
	客室数	26,973	27,232	26,923	27,423	27,775	2,144	2,144	2,144	2,248	2,248	1,110	1,076	1,076	1,051	1,051
大分	施設数	1,168	1,162	1,165	1,080	1,025	3	3	3	2	2	28	27	27	26	26
	客室数	25,011	26,098	25,806	24,970	24,093	731	731	731	148	148	1,320	1,277	1,277	1,211	1,211
宮崎	施設数	474	465	455	444	425	20	20	21	21	21	8	8	8	7	7
	客室数	15,402	15,436	15,479	14,995	14,927	3,713	3,713	3,914	3,914	3,914	343	343	343	306	306
鹿児島	施設数	1,046	1,032	933	904	888	13	13	15	16	15	17	16	16	16	16
	客室数	27,476	27,580	26,711	26,644	27,266	2,969	2,969	3,338	3,546	3,356	1,320	1,253	1,239	1,239	1,239
計	施設数	5,847	5,795	5,805	5,860	5,533	93	92	94	96	94	116	109	108	104	104
	客室数	176,927	179,037	181,400	184,863	187,367	16,675	16,675	17,058	16,998	16,741	6,857	6,436	6,380	6,078	6,078

資料:\*1 厚生労働省生活衛生局指導課 令和2年度末現在(全国の年度別の集計については、各年度とも3月末の集計データ)

\*2 国土交通省観光庁観光産業課 令和3年12月末現在(全国の年度別の集計については、各年とも12月末の集計データ)

出典:(公社)日本観光振興協会「数字で見る観光」(2022年度版)

(注1)「ホテル・旅館」は旅館業法に基づく県別のホテル・旅館数。「登録ホテル」「登録旅館」は国際観光ホテル整備法に基づく県別のホテル・旅館数。

(注2) 旅館業法(厚生労働省所管)に基づく県別のホテル・旅館数については、旅館業法の改正(平成30年6月15日施行)により「ホテル営業」「旅館営業」の営業種別が統合し「旅館・ホテル営業」となったため、2018年、2017年、2016年、2015年の全国値は「ホテル営業」と「旅館営業」を合計した数である。

(注2) 国際観光ホテル整備法とは、ホテル業や旅館業を営もうとする者は、全ての旅館業法(昭和23年法律第138号)による都道府県知事の許可を受けなければならないが、このうち、一定の要件を具備する者は、国際観光ホテル整備法に基づき、観光庁長官の登録を受けることができる。

なお、国際観光ホテル整備法は、昭和24年12月24日法律第279号により制定されたもので、外客宿泊施設について登録制度を実施するとともに、これらの施設の整備を図り、併せて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を講ずることにより、外客に対する接遇を充実し、もって国際観光の振興に寄与することを目的とする。